

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 F-Adviser の名称】

【担当 F-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 F-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 F-Adviser の財務状況が
公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026 年 1 月 9 日

株式会社プレシャスパートナーズ
(PRECIOUS PARTNERS Co., Ltd.)

代表取締役社長 CEO 高崎 誠司

東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号

(03)6911-0333 (代表)

取締役 CFO 兼管理本部本部長 田中 新也

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321

当社は、当社普通株式を 2026 年 2 月 5 日に Fukuoka PRO Market へ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 3 項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社プレシャスパートナーズ

<https://www.p-partners.co.jp/>

証券会員制法人福岡証券取引所

<https://www.fse.or.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 Fukuoka PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 Fukuoka PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Market においては、F-Adviser が重要な役割を担います。Fukuoka PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する F-Adviser を選任する必要があります。F-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられる Fukuoka PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期	第16期	第17期	第18期中間
決算年月		2023年3月	2024年3月	2025年3月	2025年9月
売上高	(千円)	999,396	1,112,070	1,359,570	722,421
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	66,651	△2,326	72,985	2,390
当期(中間)純利益又は当期純損失(△)	(千円)	44,471	△3,946	39,691	2,083
純資産額	(千円)	132,960	129,013	168,705	162,824
総資産額	(千円)	1,074,087	1,047,822	1,190,946	1,090,396
1株当たり純資産額	(円)	265.92	258.03	337.41	325.65
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	1,592.65 (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	88.94	△7.89	79.38	4.17
潜在株式調整後1株当たり当期(中 間)純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	12.38	12.31	14.17	14.93
自己資本利益率	(%)	33.45	—	26.66	1.26
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	20.06	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△16,911	88,348	△8,750
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△33,005	13,942	57
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△59,774	△22,100	△69,609
現金及び現金同等物の期末(中間期 末)残高	(千円)	513,132	403,442	483,633	405,330
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	116 (6)	147 (8)	146 (7)	162 (7)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、第15期、第17期、第18期(中間)は潜在株式が存在しないため、第16期は潜在株式が存在せず、また当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 1株当たり（中間）配当額及び配当性向については、第15期、第16期、第18期（中間）は、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第16期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第15期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー含む)は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第17期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について監査法人コスモスにより監査を受けておりますが、第15期及び第16期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第18期中間会計期間の中間財務諸表については、監査法人コスモスの中間監査を受けております。
11. 2025年6月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。

2 【沿革】

当社は、2008年4月に東京都渋谷区において求人広告事業を目的として設立いたしました。当社の設立以降、係る経緯は以下の通りであります。

年月日	沿革
2008年 4月	求人広告の代理店事業（現「採用コンサルティング事業」）を目的に東京都渋谷区にて当社設立
2012年 3月	ディップ㈱よりバイトル TOP パートナー認定
2012年 4月	有料職業紹介免許（有料職業紹介事業許可 13-ユ-305254）を取得 Web・デザイン制作を中心としたメディアサービス（現 採用ツール制作サービス）を開始
2014年 2月	本社を東京都新宿区に移転
2014年 10月	全国求人情報協会へ加盟
2015年 3月	名古屋支社（名古屋市中区）を開設
2015年 7月	採用ホームページ制作システム「アールエイチパック」（現在は採用ツール制作サービスに含む）
2015年 11月	就職支援サイト「アールエイチナビ」（現「WinC」）リリース プライバシーマーク取得（第 10862456 (06) 号）
2016年 10月	大阪支社（大阪市北区）を開設
2018年 1月	福岡支社（福岡市中央区）を開設
2018年 9月	新卒人財紹介サービス（現「WinC Agent」）を開始
2019年 3月	就職イベント「Recruit Audition」（現「WinC Audition」）を立上げ、社長就活サービス（現「新卒採用サービス」）を開始
2020年 10月	アルバイト採用の応募受付・日程調整自動化サービス「リクラク」リリース
2024年 7月	人事コンサルティングサービスを開始
2024年 11月	Indeed の認定パートナー制度において「シルバー+パートナー」に認定
2025年 7月	中途人財紹介サービス「WinC PRO」を開始

3【事業の内容】

当社は、「仕事を通じて人々の人生を豊かにする」というミッションを掲げ、企業の採用支援に取り組んでおります。求人広告、人材紹介、HR テック、採用ブランディング、新卒採用イベントなど多様なサービスを用いて採用支援を行っており、設立以来 2 万社超の採用を支援してまいりました。

当社は、採用コンサルティング事業の単一セグメントですが、業務の内容は「採用支援サービス」「新卒採用サービス」「中途採用サービス」「人事コンサルティングサービス」「採用ツール制作サービス」の 5 つに大別されます。

■採用コンサルティング事業

当社は、顧客企業が抱える採用課題を解決し、企業の採用活動を成功に導くべく、採用に係る最適なソリューションを提供する「採用コンサルティング事業」を展開しております。採用コンサルティング事業においては、主に「採用支援サービス」、「新卒採用サービス」、「中途採用サービス」、「人事コンサルティングサービス」、「採用ツール制作サービス」を提供しており、多数の求人広告商材、就職イベントの開催、採用ツール制作、HR テックを活用した採用支援ツール等のサービスを通じ、アルバイト・パート採用、新卒採用、中途採用など多様なニーズを持つ企業の採用を支援しております。

採用 コンサル ティン グ事業	採用支援 サービス	求人広告 SNS 広告	フェア・イベント ブランディング支援
	新卒採用 サービス		採用支援サイト 新卒採用イベント 新卒人材紹介
	中途採用 サービス		中途人材紹介
	人事 コンサルティング サービス	戦略立案・支援 実務支援・採用代行	選考支援・代行 DX 支援・代行
	採用ツール 制作サービス	ホームページ パンフレット	ブース装飾品 動画

◇採用支援サービス 2025 年 3 月期売上構成比 88.0%

「採用支援サービス」として、採用手法のプランニング、面接後や内定後のフォローアップ、HR テックを活用した採用業務効率化の支援など、採用活動の全プロセスにおいて包括的なサポートを行っております。これにより、顧客の採用課題解決に向けた高付加価値のサービスを提供し、企業の人材確保および採用業務の最適化に貢献しております。

また、当社は、「バイトル」「マイナビ」「Indeed」などを含む多数の求人広告商材を取り扱っており、アルバイト・パート採用、中途採用、新卒採用など採用ニーズに適した媒体やプランをご提案しております。企業それぞれのニーズや課題に沿った最適な採用手法を提案し、適切なサービスおよびプランを提供することで、企業の人材確保および採用活動の支援を行っております。

HR テックを活用した採用業務効率化の支援として、アルバイト・パート採用に特化した、採用担当者のオペレーション業務を自動化するサービス「RECRAC（リクラク）」を提供しています。各求人媒体から応募者情報を一括で取り込み、応募受付から面接設定までをすべて自動化し対応工数を大幅に削減いたします。AI による録画面接機能も搭載しており、企業が用意した質問に対して、応募者が WEB・スマートフォンなどのカメラで録画回答し、回答内容を元に企業が選考することが可能です。

◇新卒採用サービス

当社は、企業の経営者自らが会社の魅力を発信し、企業の未来を担う新卒人財の採用活動を支援する新卒採用サービス「WinC（ウインク）」を提供しております。社長の想い（＝企業理念）やビジョンを発信し、誰と働くかという観点で採用活動を行うことで、入社後の雇用のミスマッチをなくすことを目指しております。

採用後のミスマッチによる早期離職は多くの企業を悩ませる大きな課題の一つとされておりますが、企業理念やビジョン、カルチャーに共感した人財が採用後の定着・活躍に繋がると考えられます。最近では就職活動に際し、募集要項だけでなく、企業カルチャーを重要視する学生や若年層が増えており、理念に共感した人財を採用する理念共感型採用が各企業において重要性が増すものと考えております。当社は今後、新卒採用サービスに注力しております。

本サービスは、「WinC」のブランド名で展開しており、主に以下のサービスを展開しております。

・採用支援サイト「WinC（ウインク）」

新卒求職者向けの就職情報提供サイトであり、企業にとっては、企業理念やビジョン、カルチャーに共感した人財の採用を支援する理念共感型のサイトです。スキルや人柄だけでなく、企業カルチャーにマッチするかどうかを重要視した採用活動を支援し、企業と学生がともに誰と働くかの観点で採用・就職活動を行うことで、企業理念や社風・カルチャーに共感し、長く活躍する人財の採用を目指します。

一般的な就職支援サイトよりも企業の「価値観」にフォーカスしたコンテンツが充実しているため、「事業内容」「募集要項」「会社概要」などの一般的な情報に加え、社長の想いを訴求する以下の独自項目を設けています。

社長で探す検索軸	「社長の取り組む社会課題」「社長の特徴」「社長の出身地」「社長の趣味」といった社長に特化した検索機能を搭載しております。
社長インタビュー	「社長になる前のあゆみ」「事業創業のきっかけ」「社長の素質や価値観がもたらす事業への影響」「思い描く成長戦略」といったテーマで多角的な視点から社長のパーソナルを深掘りし、社長の人柄や想いを知ることができます。
社長に会いたいオファー	学生がインタビューを読み、会いたいと思った社長に「社長に会いたいオファー」を送ることができます。オファーはWinC 運営事務局に届き、WinC Audition や社長が参加する企業説明会のご案内をします。

・新卒採用イベント「WinC Audition（ウインクオーディション）」

WinC が主催する新卒採用イベントで、主としてベンチャー企業や中小企業の社長・経営者と学生が集まり、お互いの理解を深め共に働きたいと思う価値観でのマッチングを目指しています。社長・経営者が直接話することで、価値観・社風・ビジョンへの共感を重視した採用活動を支援いたします。相互に理解を促す以下のコンテンツを準備し、学生・企業がともに価値観や特性、強みなどの理解を深め、「一緒に働きたい」と思う学生・企業を選出することで効果的なマッチングを目指しております。

コンテンツは、以下の3つで構成されています。

① パネルトーク

社長・経営者が登壇し、企業理念や大切にしている想い、考え方などのパーソナルな情報や価値観を発信します。企業の雰囲気や活躍する社員の特徴や傾向、展望やキャリアパスなどを社長・経営者の視点から伝えるなど、社長・経営者の価値観がわかるコンテンツになっています。

② 学生の自己PR+トークセッション

社長・経営者と学生がグループごとに直接対話をし、相互理解を深めるコンテンツです。学生には自分の魅力を直接伝えるための、一人 30 秒の自己PR タイムがあります。自己PR の後は、社長・経営者に質問をし、コミュニケーションを図ることができます。

③ マッチング

WinC Audition 独自のマッチングルール「相互ポイント評価制度」を用いて、学生は一緒に働きたい社長・経営者を、企業は一緒に働きたい学生を選出します。

合計得点が一定の点数以上だった学生はマッチング成立となります。最も高得点であった学生はベストマッチングとして社長・経営者との食事会へ招待し、イベント後の熱量の高い状態でさらに深いコミュニケーションの機会を創出いたします。

・新卒人材紹介「WinC Agent（ウインクエージェント）」

企業の採用ニーズに適した新卒人財を紹介するサービスです。企業理念、カルチャー、ビジョンなどに共感し、社長・経営者の想いを大切に、誰と働くかという視点から適合する人財を紹介しております。

学生には専任のアドバイザーが就き、過去経験を言語化し、学生の本質的な志向性を掘り下げたうえで企業との適合を判定しております。また、企業紹介だけではなく、エントリーシートの添削や面接練習などの選考対策もアドバイスしております。

◇中途採用サービス

中途採用サービスは、「WinC PRO（ウインクプロ）」のブランド名で展開しており、ハイクラス向け中途人材紹介サービスです。

特徴は、スキルや条件だけでなく「価値観やビジョンの共感」を重視したマッチングにあります。通常の人材紹介とは異なり、エントリー後に社長・経営者とのカジュアル面談を必ず行い、求職者は社長や経営層との直接対話を通じて、企業の方向性や文化を深く理解することで、入社後の定着や長期的な活躍につながる採用の実現を図っております。

年収 600 万円以上の非公開ポジションを中心に、管理職や即戦力人材の採用に特化しております。

◇人事コンサルティングサービス

「人事コンサルティングサービス」として、2 万社以上へ採用コンサルティングを提供した経験を活かし、採用代行を中心に採用業務に関する幅広い支援を行っています。専門スタッフが採用戦略の立案から運用・改善まで伴走し、書類選考や面接代行、説明会企画、スカウトなどを一貫して対応いたします。AI や ATS（Applicant Tracking System：採用管理システム）を活用することで業務効率を高め、採用担当者の負担の軽減に繋がっております。

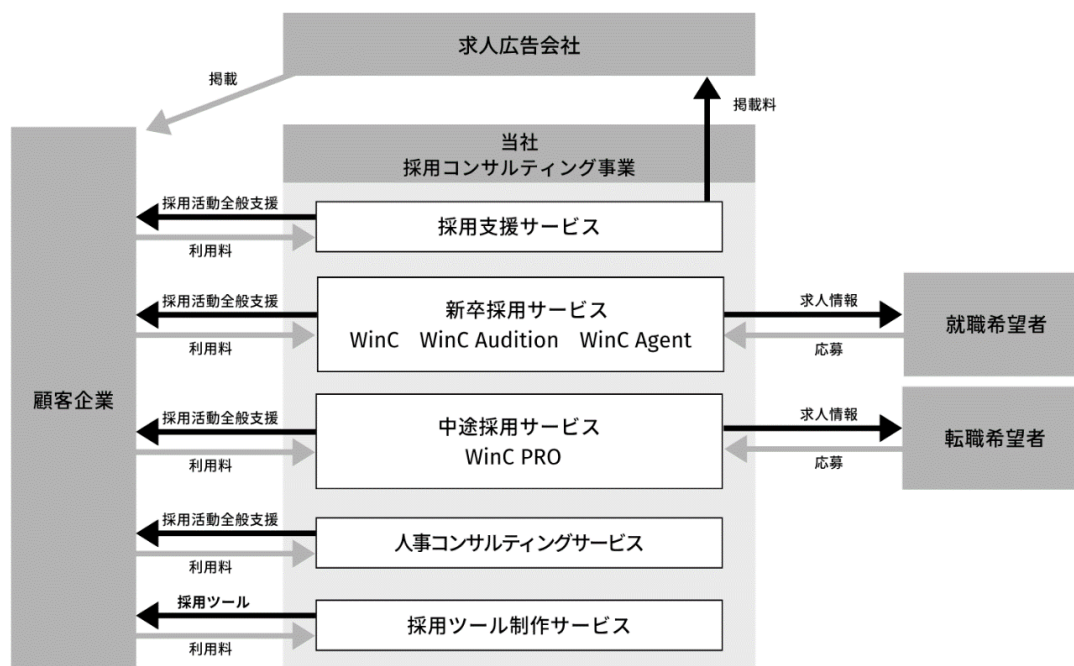
さらに、データに基づくペルソナ設計（採用する人物像の具体的な設計）や採用分析レポートを通じ、採用活動の精度を向上させます。応募者対応や評価プロセスも代行し、業務の属人化を防止、企業の採用成功率を高める仕組みを構築し、効率化と最適化を両立した採用支援の実現を図っております。

◇採用ツール制作サービス

「採用ツール制作サービス」として、採用ホームページ・採用パンフレット・採用動画やブース装飾・販促品など、企業の採用ニーズに合わせた各種の採用ツールを提案、制作しています。求職者の目線にたち、求職者が知りたい情報を採用ツールに盛り込むことにより、求職者の企業に対する理解を深くし、志望意欲を高めるように促しています。

また、企業が欲しい人材を設定し、サイトの企画、企業への取材および撮影まで一貫して対応することにより、企業の採用ブランディングを構築いたします。ホームページ制作には Studio(株)が提供するノーコードツール「Studio」を使用し、制作時間とベースコストを大幅にカットしています。また、当社は、Studio の審査やカリキュラムに合格したエキスパートが加盟できるプログラム「Studio Experts」に選定されており、独自デザインを高い品質で制作することが可能です。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025 年 11 月 30 日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
162(7)	29.0	3.92	4,855

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー含む）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 採用コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第17期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度における我が国経済は、緩やかな回復基調のもと、物価上昇や為替変動等の影響を受けつつも、企業活動は次第に活発化する傾向を示しました。

当社を取り巻く事業環境におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、経済社会活動が正常化へと進展したことにより、人材需要は徐々に回復基調となりました。このような環境のもと、当社においては、採用コンサルティング事業が引き続き堅調に推移したほか、企業の採用意欲回復を背景に、2024年新卒社員の採用をはじめとする人財投資を積極的に実施いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,359,570千円（前年同期比22.2%増）、営業利益は73,306千円（前年同期は営業損失21,903千円）、経常利益は72,985千円（前年同期は経常損失2,326千円）、当期純利益は39,691千円（前年同期は当期純損失3,946千円）となりました。

なお、当社は採用コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第18期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間会計期間における我が国経済は、緩やかな回復基調のもと、物価上昇や為替変動等の影響を受けつつも、企業活動は次第に活発化する傾向を示しました。

当社を取り巻く事業環境におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、経済社会活動が正常化へと進展したことにより、人材需要は徐々に回復基調となりました。このような環境のもと、当社においては、採用コンサルティング事業が引き続き堅調に推移したほか、企業の採用意欲回復を背景に、2024年新卒社員の採用をはじめとする人財投資を積極的に実施いたしました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は722,421千円、営業利益は3,528千円、経常利益は2,390千円、中間純利益は2,083千円となりました。

なお、当社は採用コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。また、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第17期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は483,633千円（前事業年度比80,190千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは88,348千円（前事業年度は16,911千円の減少）の増加となりました。これは主に、税引前当期純利益60,065千円によるもののほか、賞与引当金の増加額16,960千円、売上債権の増加額104,982千円、仕入債務の増加額94,057千円が主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは13,942千円（前事業年度は33,005千円の減少）の増加となりました。これは貸付金の回収による収入10,630千円、投資有価証券の売却による収入20,017千円、無形固定資産の取得による支出19,955千円が主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは22,100千円（前事業年度は59,774千円の減少）の減少となりました。これは長期借入金の返済による支出112,100千円、長期借入れによる収入100,000千円が主な要因であります。

第 18 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 405,330 千円（前事業年度末比 78,302 千円の減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは△8,750 千円となりました。これは主に、税引前中間純利益 2,390 千円、減価償却費 13,846 千円、賞与引当金の増加額 36,830 千円、売上債権の減少額 24,750 千円、仕入債務の減少額 23,288 千円が主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは 57 千円となりました。これは貸付金の回収による収入 87 千円、保険積立金の積立による支出 30 千円を行ったことが主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは△69,609 千円となりました。これは長期借入金の返済による支出 56,646 千円、社債の償還による支出 5,000 千円が発生したことに加え、配当金の支払額 7,963 千円を行ったことが主な要因であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

該当事項はありません。

（2）受注状況

該当事項はありません。

（3）販売実績

第 17 期事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。なお、当社の報告セグメントは「採用コンサルティング事業」のみであります。

セグメントの名称	第 17 期事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	前年同期比 (%)
採用コンサルティング事業 (千円)	1,359,570	122.2
合計	1,359,570	122.2

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が 10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

第 18 期中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。なお、当社の報告セグメントは「採用コンサルティング事業」のみであります。

セグメントの名称	第 18 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	前年同期比 (%)
採用コンサルティング事業 (千円)	722,421	—
合計	722,421	—

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が 10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 人財の採用と育成

当社は採用コンサルティング企業として、人財が最も重要な経営資産であると捉えております。企業理念に共感し活躍する人財の確保や、あらゆる業界や業種に対する高度な知見とコンサルティング能力を持つ人財の確保が、事業の維持・発展のために最も重要であると認識しています。社員が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、新入社員研修や OJT 制度を精力的に実施しているほか、やりがいを持って主体的に仕事に取り組める組織風土づくりに努めております。こうした取り組みを通じて成長した社員がカルチャーを体現し、当社の躍進をけん引していけるよう、引き続き人財基盤の強化に取り組んでまいります。

(2) 組織体制の強化と営業体制の拡充

当社は、人財は経営資源の中でも最も重要な位置づけにあるという考えに基づき、継続して社員の育成及びマネジメント体制の強化に取り組んでおります。今後も、適切な管理体制の構築のために、業務フローや意思決定プロセスの改善を図るとともに、内部統制システムの整備・充実についても継続的に取り組み、組織体制の強化を推進してまいります。

また、現在の営業担当社員の育成に加え、新卒入社の手社員や中堅層を中心に増員を進めています。今後も積極的な採用活動を進め、営業体制の拡充に取り組んでまいります。

(3) 権限委譲の推進

今後、より企業体質を強化して発展していくために、積極的な権限委譲を進めていくことが重要だと考えております。現在は執行役員制度を設けており、幹部社員の育成を進めております。また、適切な組織編成を行うことで業務に応じた権限を確保しやすくしております。

(4) 協業先の確保

当社は、企業間の業務提携など多様で良質な協業先を数多く確保することが重要な課題の一つだと考えております。特に、質の高い協業先の確保は、サービスの価値向上や競争優位性の維持において欠かせない要素であるため、企業間連携を含めたさらなる協業先の確保に努めてまいります。

(5) 財務体質の強化

当社は潤沢な流動資産と金融機関との良好な関係に支えられ、強固な財務体質を確保しています。今後も積極的な投資を行い、事業拡大に活かしていきたいと考えておりますが、そのためには財務管理体制の強化が課題となります。安定的な資金調達を実施し、財務管理体制を強化することで経営基盤を整えてまいります。

(6) コーポレート・ガバナンスの推進

当社が持続的に成長し、企業価値を向上するためには、経営管理体制の強化により意思決定の迅速化を図る一方、経営の透明性と公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが重要と認識しております。健全な経営体制のもと、内部統制やリスク管理、コンプライアンスへの取り組みを徹底するとともに、社内外における適正な監督・監視体制を構築しております。今後も引き続き、取締役会及び監査役の機能強化、適時適切な情報開示・IR 活動の実施、内部管理体制の強化等により、コーポレート・ガバナンスの推進に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関わるリスク

①市場動向等について

当社は採用支援をする事業を行っており、当社事業は人材業界の市場動向の影響を受けております。人手不足、採用難により人材業界は高い成長を続けておりますが、新型コロナウイルス等の感染症の発生、国内の景気が悪化した場合、企業は新規採用を見合わせたり採用予算を縮小する傾向があります。これにより人材採用の需要が縮小し、当社の業績や成長性に影響を与える可能性があります。

②競業による業績の影響について

当社の事業は、同様のビジネスプランの企業はあるものの、顧客ニーズに応じたサービスの提供および導入実績により業界内での優位性を確保できていると認識をしております。しかし、新規事業者の参入や同業他社との競争の激化等により、サービス価格が下落した場合、業績や成長性に影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

①特定のサービスへの依存について

当社の採用コンサルティング事業の求人広告において、2025年3月期におけるディップ株式会社が運営する「バイトル」の求人広告媒体への仕入額が全体の45.7%（売上比率49.7%）を占めております。このため当社では、営業力及び提案力等を生かし、複数の求人広告媒体を確保することでリスク分散を図っております。

ディップ株式会社とは長年にわたり良好な関係を維持しており、安定的な供給を受ける体制となっておりますが、何らかの事情により、当該サービスの取引条件が大きく悪化した場合や取引額が大幅に減少した場合、または取引が停止した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

②業績の季節的要因について

当社の採用コンサルティング事業は季節的要因に大きく左右される傾向があり、新卒採用、アルバイト・パート採用、中途採用の領域それぞれにおいて季節的要因が発生します。特に、新卒採用に関する媒体は当社の決算月である3月に売上が発生することが多く、掲載スケジュールや受注スケジュールによって売上高が翌期にずれこむ場合があります。その場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③訴訟等について

当社では、現時点では本書公表日現在において業績に影響を及ぼす訴訟や紛争は生じておりません。しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争が行われる可能性は否定できません。その場合は、その経過または結果によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制に関するリスク

①代表者への依存について

当社の代表取締役社長CEOである高崎誠司は、創業者として創業以来、当社の事業推進において重要な役割を果たしてまいりました。特定の人物に依存しない体制を構築するべく、取締役会やその他会議体において役員及び幹部社員への情報共有や権限移譲を進め、幹部研修を行うなど組織体制の強化を図っております。以上のように、当社では、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、今後の経営体制の構築が想定通りに機能せず、辞任を含む何らかの理由により同氏の業務が困難になった場合、当社の事業戦略及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②人的リスクについて

当社は今後、多くの事業展開を見込んでおり、あらゆる分野の専門性の能力を有する人財を確保することが必要です。営業部を中心に提案能力を有する人財を継続的に採用するとともに、既存の人財の更なる育成・維持を積極的に進める必要があると認識しております。しかしながら、優秀な人財の確保、人財の育成が計画通りに進まなかった場合、当社の業績及び成長性に影響を及ぼす可能性があります。

③内部管理体制について

当社は、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、法令や各種ルールを遵守するよう努めております。また、内部監査等により、これらの法令及び各種ルールの遵守状況の確認を行っております。しかし、法令等に抵触する事態や不正行為等が発生した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

④情報漏えいについて

当社が提供する採用コンサルティング事業における求人広告、人財紹介及び就活イベント等の各種サービスでは、企業の採用活動に関する機密情報や求職者の個人情報、従業員の個人情報等の様々な情報を取り扱っています。これらの情報は非常に高い機密性を有しておりますが、不適切な管理や外部からの攻撃によって漏洩が発生した場合、業績や社会的信用に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

(4) 法的規制に関するリスク

知的財産権の第三者による侵害について

当社は、提供する各種サービスにおいて、特許権や商標権など他者の知的財産権を尊重し、侵害しないように細心の注意を払っております。しかし、万が一、他者の知的財産権を侵害してしまった場合、当社は多額の損害賠償責任を負うリスクがあります。一方、当社が保持する知的財産権の保護にも努めておりますが、これが第三者に侵害され、適切に把握や対処ができない場合、当社の業績や信頼に悪影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクへの対策として、知的財産管理体制を強化し、定期的な監視と迅速な法的対応を行うことで、企業価値の保護に努めております。

<知的財産>

商標登録一覧

分類	登録名称	番号	登録日/満了日 又は有効期限
商標権	社長就活	第 6291977 号	2020/9/14-2030/9/14
商標権	トップ就活	第 6291978 号	2020/9/14-2030/9/14
商標権	WinC Career	第 6647833 号	2022/12/2-2032/12/2
商標権	WinC Agent	第 6647834 号	2022/12/2-2032/12/2
商標権	WinC Audition	第 6647835 号	2022/12/2-2032/12/2
商標権	リクラク・Recrac	第 6668335 号	2023/2/2-2033/2/2
商標権	Precious Partners	第 6855043 号	2024/10/17-2034/10/17

(5) その他のリスク

①自然災害、事故等について

火災、暴動、テロ、落雷、地震、噴火、津波等の不測の事故や自然災害が発生した場合、当社が取引する事業者の事業拡大・企業の成長マインドの冷え込みによる採用に対する需要の減少等や、当社の事業運営に支障をきたす場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②有利子負債の依存及び資金調達について

当社は、事業運営における必要資金を主に金融機関からの借入によって調達しております。当社は、健全な財務体質の構築・維持に努め、金利動向や金融機関の融資姿勢を注視するとともに取引金融機関の開拓・拡大や親密なコミュニケーションを通じて関係強化を図り、資金調達の円滑化と多様化に努めております。しかしながら、金融情勢の変化等により金利水準が変動した場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

	2025 年 3 月期
有利子負債残高（千円）	444,785
有利子負債依存度（％）	37.3

③配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあり、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく所存であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

④法令違反・法改正の影響について

当社は、事業活動を行うにあたって、法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、全従業員に対して教育・周知の徹底、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社の事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（６）F-Adviser との契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券㈱を担当 F-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券㈱との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は F-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する事業年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

- (a) Fukuoka PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当

先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Fukuoka PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人 福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人 福岡証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

販売代理店契約

2026年1月9日現在における主な販売代理店契約は以下のとおりであります。

契約会社名	契約内容	契約期間
ディップ株式会社	ディップ株式会社が提供するサービスの販売又は仲介等に関する代理店取引	自 2025年11月1日 至 2026年8月31日 以降1年毎自動更新

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第17期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,002,847千円で、前事業年度末に比べ179,617千円増加しております。現金及び預金の増加80,190千円、売掛金の増加104,982千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は188,099千円で、前事業年度末に比べ36,272千円減少しております。投資有価証券の減少29,992千円と敷金保証金の減少5,545千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は695,748千円で、前事業年度末に比べ136,132千円増加しております。買掛金の増加94,057千円、未払法人税等の増加28,474千円、1年以内返済予定の長期借入金の増加15,560千円、賞与引当金の増加16,960千円及び未払費用の減少26,096千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は326,493千円で、前事業年度末に比べ32,699千円減少しております。社債の減少5,000千円と長期借入金の減少27,660千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は168,705千円で、前事業年度末に比べ39,691千円増加しております。繰越利益剰余金の増加39,691千円が変動要因であります。

第 18 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は 909,246 千円で、前事業年度末に比べ 93,600 千円減少しております。現金及び預金の減少 78,302 千円、売掛金の減少 24,750 千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は 181,150 千円で、前事業年度末に比べ 6,948 千円減少しております。建物（純額）の減少 2,222 千円、ソフトウェアの増加 11,916 千円、ソフトウェア仮勘定の減少 24,766 千円、繰延税金資産の増加 10,304 千円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は 657,724 千円で、前事業年度末に比べ 38,023 千円減少しております。買掛金の減少 23,288 千円、未払費用の減少 14,000 千円、未払法人税等の減少 18,330 千円、未払消費税等の減少 14,282 千円、賞与引当金の増加 36,830 千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は 269,847 千円で、前事業年度末に比べ 56,646 千円減少しております。長期借入金の減少 56,646 千円が主な変動要因であります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は 162,824 千円で、前事業年度末に比べ 5,880 千円減少しております。繰越利益剰余金の減少 6,676 千円が主な変動要因であります。

（3）経営成績の分析

第 3 【事業の状況】 1 【業績等の概要】に記載しております。

（4）キャッシュ・フローの分析

第 3 【事業の状況】 1 【キャッシュ・フローの状況】に記載しております。

（5）運転資本

上場予定日から 12 か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

（6）経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第17期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度の設備投資の総額は 15,050 千円であります。その主な内容は、セールスフォース導入費であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の事業は採用コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第18期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間会計期間における主要な設備の新設、除却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		建物及び 付属設備	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都新宿区)	事業所	21,191	4,703	25,894	30 (3)
東京営業部 (東京都新宿区)	事業所	16,800	502	17,302	88 (4)
名古屋支社 (愛知県名古屋市中区)	事業所	584	72	656	9 (-)
大阪支社 (大阪府大阪市北区)	事業所	10,689	-	10,689	11 (-)
福岡支社 (福岡県福岡市中央区)	事業所	565	0	565	8 (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の建物は賃借しており、年間の賃借料（税別）は 91,432 千円であります。

3. 従業員数は期中平均就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（）に外数で記載しております。

4. 当社は、採用コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年1月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	1,500,000	5,000	500,000	非上場	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,000,000	1,500,000	5,000	500,000	—	—

- (注) 1. 2020年1月7日開催の臨時株主総会により、2020年2月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は4,500株増加し、5,000株となっております。
2. 2025年6月24日開催の臨時取締役会により、2025年6月24日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は495,000株増加し、500,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年2月1日 (注)1.	4,500	5,000	—	30,000	—	—
2025年6月24日 (注)2.	495,000	500,000	—	30,000	—	—

- (注) 1. 2020年1月7日開催の臨時株主総会により、2020年2月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は4,500株増加し、5,000株となっております。
2. 2025年6月24日開催の臨時取締役会により、2025年6月24日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は495,000株増加し、500,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年11月30日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 100 株)								単元 未満 株式の 状況 (株)
	政府 及び 地方 公共 団体	金融 機関	金融商 品 取引業 者	その他 の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数(人)	－	－	－	1	－	－	5	6	－
所有株式数(単元)	－	－	－	1, 750	－	－	3, 250	5, 000	－
所有株式数の割合 (%)	－	－	－	35. 0	－	－	65. 0	100	－

(注) 1. 2020年1月7日開催の臨時株主総会により、2020年2月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は4,500株増加し、5,000株となっております。

2. 2025年6月24日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、2025年6月24日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 500,000	5,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	500,000	—	—
総株主の議決権	—	50,000	—

(注) 1. 2020年1月7日開催の臨時株主総会により、2020年2月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は4,500株増加し、5,000株となっております。

2. 2025年6月24日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、2025年6月24日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後も当面はこれらの成長投資に備え、内部留保の拡充を図る方針であります。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 5 名 女性 0 名 (役員のうち女性の比率 0%)

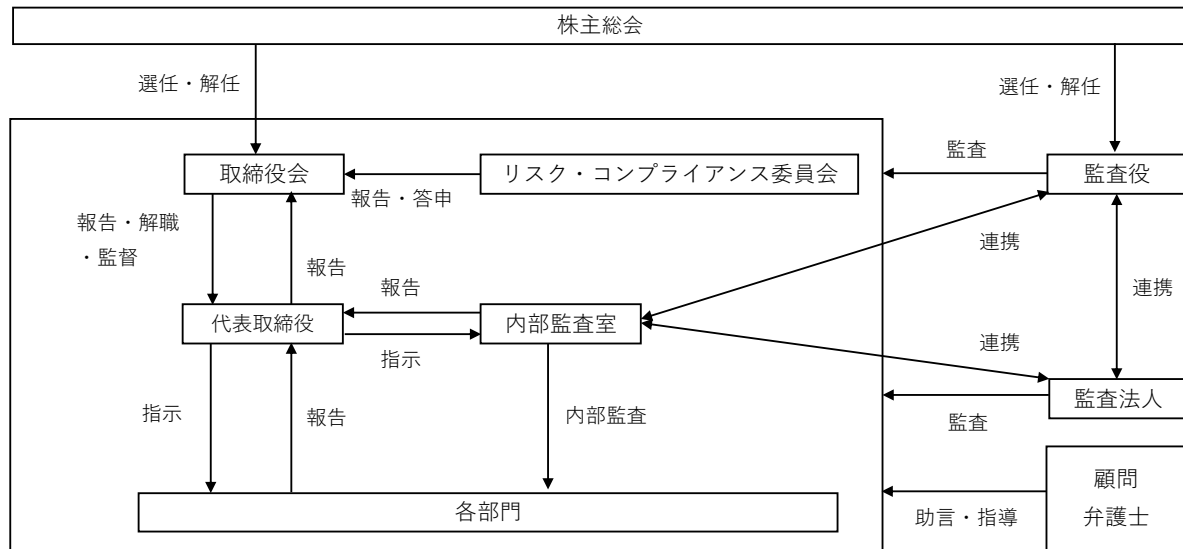
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長 CEO	高崎誠司	1977 年 12 月 14 日	2003 年 7 月 2004 年 9 月 2008 年 4 月 2025 年 2 月	ランドマークインベストメント株式会社 入社 ディップ株式会社 入社 当社 設立 代表取締役社長 (現任) By3 株式会社 設立 代表取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	440,000 (注) 4
常務取締役	COO 兼 営業本部 本部長	佐伯昌哉	1980 年 12 月 25 日	2002 年 10 月 2005 年 7 月 2008 年 4 月 2016 年 4 月 2017 年 6 月 2019 年 6 月 2025 年 4 月	株式会社タスコシステム 入社 株式会社ガクエン住宅 入社 当社 入社 当社執行役員 当社常務取締役 当社常務取締役 COO 当社常務取締役 兼 営業本部本部長 (現任)	(注) 1	(注) 3	15,000
取締役	キャリア 事業部 部長	矢野雅	1980 年 1 月 31 日	2008 年 4 月 2023 年 6 月	当社 設立 取締役 (現任) 株式会社プレシヤステクノロジーズ 代表取締役	(注) 1	(注) 3	10,000
取締役	CFO 兼 管理本部 本部長	田中新也	1975 年 8 月 29 日	1999 年 4 月 2009 年 5 月 2009 年 11 月 2012 年 3 月 2015 年 3 月 2018 年 4 月 2023 年 7 月	株式会社イーストポイント 入社 株式会社上昇 入社 SOD クリエイト株式会社 入社 国立ファーム有限会社 転籍 当社 入社 当社執行役員 CFO 当社取締役 CFO (現任)	(注) 1	(注) 3	10,000
監査役		俣野和仁	1984 年 5 月 2 日	2013 年 2 月 2016 年 7 月 2017 年 7 月 2017 年 8 月 2018 年 4 月 2018 年 7 月 2018 年 9 月 2018 年 12 月 2021 年 4 月 2021 年 6 月 2023 年 4 月 2024 年 1 月 2024 年 1 月 2024 年 6 月	有限責任 あずさ監査法人 入所 公認会計士登録 アップコン株式会社 非常勤監査役 (現任) 俣野公認会計士事務所 設立 BlueWorks 株式会社 設立 代表取締役 (現任) 税理士登録 BlueWorksAccounting 株式会社 設立 代表取締役 (現任) 税理士法人 BlueWorksTax 設立 代表社員 (現任) 南富士有限責任監査法人 代表社員 (現任) BlueWorksSupport 株式会社 設立 代表取締役 (現任) 株式会社グローバルプロデュース 非常勤監査役 (現任) BlueWorksGroup 株式会社 設立 代表取締役 (現任) 株式会社 SoLabo 非常勤監査役 (現任) 当社監査役 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計								475,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2025 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から 2027 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2025 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から 2029 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025 年 3 月期における役員報酬の総額は 60,304 千円を支給しております。
4. 代表取締役社長高崎誠司の所有株式数には、同氏の資産管理会社である By3 株式会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。

5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、新卒事業部部長中村正吾、人事部部長中川梓、経営戦略部部長北野由佳里で構成されております。
6. 俣野和仁氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。

そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくように努めております。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

また、監査役1名が取締役会に出席し、適宜意見を述べるとともに、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名（非常勤監査役）で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、杉江明俊氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士9名その他3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. 内部監査

内部監査は、代表取締役社長 CEO 直轄で実施されており、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役 CEO 社長及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査担当者は監査役及び監査法人と面談を行い、監査に必要な情報について共有を行っております。

ホ. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、委員長（代表取締役社長 CEO）、委員、オブザーバーにより構成され、主に、リスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握等に関する事項、コンプライアンスに関する社内規程等の制定及び改廃等に関する立案やコンプライアンスの推進等に関する事項について議論しております。四半期に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。

当社は、適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備の他、職務分掌規程や職務権限規程の遵守等により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査室が主管部門として、内部監査担当者1名が業務を監査しております。各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長 CEO に対して報告書並びに改善要望書を提出する体制を整えております。

監査役は、取締役会への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外監査役の状況

当社は社外監査役1名を選任しております。社外監査役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外監査役俣野和仁氏は、当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション等関係	
取締役（社外取締役を除く）	58,504	58,504	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	1,800	1,800	—	—	1

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮株式の保有状況

1. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式のうち、保有することに事業戦略上の意義が認められるものについて、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務提携による関係強化等、純投資以外の経営戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式を保有しております。

個別の政策保有株式については、政策保有の意義、中長期的な経済的合理性等を勘案して、保有継続の適否に関し、取締役会において取引先の成長性、将来性、収益性等を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するかどうかの判断を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	—	—

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（千円）	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の減少に係る売却価額の合計額（千円）
非上場株式	2	20,917
非上場株式以外の株式	—	—

⑩支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）は、初めて中間財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

3 監査証明について

- (1) 当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。
- (2) 当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社を有しておりませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	403,442	483,633
売掛金	312,651	417,634
前払費用	38,564	42,123
未収入金	53,368	62,087
未収還付法人税等	8,168	—
その他	10,085	14
貸倒引当金	△3,050	△2,645
流動資産合計	823,230	1,002,847
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	54,273	49,829
工具、器具及び備品（純額）	8,607	5,276
車両運搬具（純額）	87	0
有形固定資産合計	※1 62,968	※1 55,106
無形固定資産		
ソフトウェア	48,791	31,940
ソフトウェア仮勘定	8,211	24,766
無形固定資産合計	57,002	56,706
投資その他の資産		
投資有価証券	29,992	0
関係会社株式	900	—
長期前払費用	—	44
保険積立金	7,745	7,805
敷金保証金	64,785	59,239
繰延税金資産	—	8,500
その他	977	696
投資その他の資産合計	104,399	76,286
固定資産合計	224,371	188,099
繰延資産		
社債発行費	220	—
繰延資産合計	220	—
資産合計	1,047,822	1,190,946

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	334,296	428,353
1 年以内償還予定の社債	10,000	5,000
1 年内返済予定の長期借入金	97,732	113,292
未払金	7,354	11,988
未払費用	59,725	33,628
未払法人税等	398	28,873
未払消費税等	24,742	31,591
賞与引当金	—	16,960
その他	※ 2 25,367	※ 2 26,059
流動負債合計	559,616	695,748
固定負債		
社債	5,000	—
長期借入金	354,153	326,493
繰延税金負債	39	—
固定負債合計	359,192	326,493
負債合計	918,808	1,022,241
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	99,013	138,705
利益剰余金合計	99,013	138,705
株主資本合計	129,013	168,705
純資産合計	129,013	168,705
負債純資産合計	1,047,822	1,190,946

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	405,330
売掛金	392,884
前払費用	40,193
未収入金	73,720
その他	18
貸倒引当金	△2,900
流動資産合計	909,246
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	47,607
工具、器具及び備品（純額）	4,251
車両運搬具（純額）	0
有形固定資産合計	※1 51,859
無形固定資産	
ソフトウェア	43,856
無形固定資産合計	43,856
投資その他の資産	
長期前払費用	29
保険積立金	7,835
敷金保証金	58,156
繰延税金資産	18,804
その他	609
投資その他の資産合計	85,434
固定資産合計	181,150
資産合計	1,090,396

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

買掛金	405,065
1 年内返済予定の長期借入金	113,292
未払金	8,433
未払費用	19,628
未払法人税等	10,542
未払消費税等	17,309
賞与引当金	53,791
その他	※ 2 29,663

流動負債合計	657,724
--------	---------

固定負債

長期借入金	269,847
固定負債合計	269,847

負債合計	927,571
------	---------

純資産の部

株主資本

資本金	30,000
利益剰余金	
利益準備金	796
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	132,028
利益剰余金合計	132,824
株主資本合計	162,824

純資産合計	162,824
-------	---------

負債純資産合計	1,090,396
---------	-----------

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
売上高	※ 1 1,112,070	※ 1 1,359,570
売上原価	69,112	77,798
売上総利益	1,042,957	1,281,772
販売費及び一般管理費	※ 2 1,064,861	※ 2 1,208,465
営業利益又は営業損失 (△)	△21,903	73,306
営業外収益		
受取利息	657	273
助成金・補助金収入	1,076	3,494
保険解約収入	20,770	—
その他	954	898
営業外収益合計	23,458	4,666
営業外費用		
支払利息	3,574	4,723
その他	307	264
営業外費用合計	3,881	4,987
経常利益又は経常損失 (△)	△2,326	72,985
特別損失		
投資有価証券評価損	—	9,974
固定資産除却損	—	※ 3 2,944
特別損失合計	—	12,919
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△2,326	60,065
法人税、住民税及び事業税	796	28,914
法人税等調整額	824	△8,539
法人税等合計	1,620	20,374
当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,946	39,691

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025 年 4 月 1 日	
至 2025 年 9 月 30 日)	
売上高	※ 1 722, 421
売上原価	37, 955
売上総利益	684, 465
販売費及び一般管理費	※ 2 680, 937
営業利益	3, 528
営業外収益	
受取利息	447
助成金・補助金収入	800
その他	75
営業外収益合計	1, 322
営業外費用	
支払利息	2, 446
社債利息	14
営業外費用合計	2, 460
経常利益	2, 390
税引前中間純利益	2, 390
法人税、住民税及び事業税	10, 611
法人税等調整額	△10, 304
法人税等合計	307
中間純利益	2, 083

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
WinC 原価		30,073	43.5	41,275	53.1
Web ソリューション原価		1,903	2.8	4,840	6.2
人事コンサル原価		7,112	10.3	4,480	5.8
労務費		15,873	23.0	13,153	16.9
経費	※ 1	14,150	20.4	14,048	18.0
売上原価合計		69,112	100.0	77,798	100.0

※ 1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注加工費	2,400	2,400
減価償却費	11,346	11,520
その他	404	128

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	102,960	102,960	132,960	132,960
当期変動額					
当期純損失（△）	－	△3,946	△3,946	△3,946	△3,946
当期変動額合計	－	△3,946	△3,946	△3,946	△3,946
当期末残高	30,000	99,013	99,013	129,013	129,013

当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	99,013	99,013	129,013	129,013
当期変動額					
当期純利益	－	39,691	39,691	39,691	39,691
当期変動額合計	－	39,691	39,691	39,691	39,691
当期末残高	30,000	138,705	138,705	168,705	168,705

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	30,000	—	138,705	138,705	168,705	168,705
当中間期変動額						
剰余金の配当	—	—	△8,759	△8,759	△8,759	△8,759
利益準備金の積立	—	796	—	796	796	796
中間純利益	—	—	2,083	2,083	2,083	2,083
当中間期変動額合計	—	796	△6,676	△5,880	△5,880	△5,880
当中間期末残高	30,000	796	132,028	132,824	162,824	162,824

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)	△2,326	60,065
減価償却費	30,295	25,168
敷金償却費	3,449	2,785
社債発行費償却	220	220
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,967	△404
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7,575	16,960
受取利息	△657	△273
支払利息	3,574	4,723
社債利息	86	43
助成金・補助金収入	△1,076	△3,494
固定資産除却損	—	2,944
投資有価証券評価損	—	9,974
売上債権の増減額 (△は増加)	△65,732	△104,982
仕入債務の増減額 (△は減少)	44,309	94,057
その他	△12,994	△26,172
小計	△11,393	81,618
利息の受取額	657	273
利息の支払額	△3,660	△4,767
助成金・補助金の受取額	1,076	3,494
法人税等の支払額又は 還付額 (△は支払)	△3,590	7,729
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,911	88,348
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△13,819	△19,955
投資有価証券の取得による支出	△20,017	—
投資有価証券の売却による収入	—	20,017
関係会社の清算に伴う収入	—	900
貸付による支出	△17,200	△350
貸付金の回収による収入	18,400	10,630
敷金・保証金の返還による収入	168	2,759
会員権の取得による支出	△477	—
保険積立金の積立による支出	△60	△60
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,005	13,942
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	150,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△199,774	△112,100
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△59,774	△22,100
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△109,690	80,190
現金及び現金同等物の期首残高	513,132	403,442
現金及び現金同等物の期末残高	※ 403,442	※ 483,633

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	2,390
減価償却費	13,846
敷金償却費	1,083
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	254
賞与引当金の増減額 (△は減少)	36,830
受取利息	△447
支払利息	2,446
社債利息	14
助成金・補助金収入	△800
売上債権の増減額 (△は増加)	24,750
仕入債務の増減額 (△は減少)	△23,288
その他	△35,675
小計	21,403
利息の受取額	447
利息の支払額	△2,460
助成金・補助金の受取額	800
法人税等の支払額又は 還付額(△は支払)	△28,941
営業活動によるキャッシュ・フロー	△8,750
投資活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金の回収による収入	87
保険積立金の積立による支出	△30
投資活動によるキャッシュ・フロー	57
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△56,646
社債の償還による支出	△5,000
配当金の支払額	△7,963
財務活動によるキャッシュ・フロー	△69,609
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△78,302
現金及び現金同等物の期首残高	483,633
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 405,330

【注記事項】

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備について定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10～15 年
--------	---------

工具器具備品	5～10 年
--------	--------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) 求人広告掲載

顧客との請負契約に基づき、当社は代理人として履行義務である広告掲載を実施します。収益は、契約書に記載された金額をもとに、広告を掲載した時点で認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

(2) 人材紹介

顧客との請負契約のもと、当社が本人として履行する義務は求職者の内定日であり、契約書に記載された金額に基づいて、求職者が内定した日をもって収益を認識しております。

(3) イベント型

請負契約により、当社が本人としてイベントの開催を履行義務とし、契約書記載の金額に基づいて、イベントを開催した時点で収益を認識しております。

(4) 人事コンサルティング

サービス提供開始時点において収益を認識しております。

(5) 採用ツール制作サービス

納品時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から 3 か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	62,968	55,106
無形固定資産	57,002	56,706

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は各事業年度末に固定資産の減損の兆候の有無を測定し、減損の兆候がある場合には、減損損失の認識要否の判定を実施しております。

減損損失の認識要否の判定は、資産の帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローを比較することにより実施し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失に計上しております。

回収可能価額の算定にあたっては、資産の使用から生み出される将来キャッシュ・フローの割引現在価値と最終的な処分から生み出される将来キャッシュ・フローの割引現在価値を見積もっております。このような見積りは、経営者により最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日改正。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日改正。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表等に与える影響額については、現時点で評価中です。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	31,196千円	37,107千円

※2 流動負債その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
流動負債		
前受金	13,936千円	14,063千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料手当	543,540千円	585,499千円
賞与引当金繰入	△7,575	16,960
法定福利費	99,283	104,666
貸倒引当金繰入	△2,967	△404
地代家賃	91,268	92,865
減価償却費	18,948	13,648

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下のとおりであります。

販売費	60.1%	62.2%
一般管理費	39.9%	37.8%

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
ソフトウェア	—	2,944千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,000	—	—	5,000
合計	5,000	—	—	5,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,000	—	—	5,000
合計	5,000	—	—	5,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,963	1,592.65	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 24 日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

②借入金は長期の運転資金を目的としたものでありますが、支払金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は主に営業取引に係る資金調達によるものです。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金保証金	64,785	42,156	△22,628
資産計	64,785	42,156	△22,628

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債（1年内償還予定を含む）	15,000	14,968	△32
長期借入金（1年内返済予定を含む）	451,885	449,052	△2,832
負債計	466,885	464,020	△2,864

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金保証金	59,239	41,000	△18,239
資産計	59,239	41,000	△18,239

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債（1 年内償還予定を含む）	5,000	5,000	0
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	439,785	429,732	△10,052
負債計	444,785	434,732	△10,052

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 「敷金保証金」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	403,442	—	—	—
売掛金	312,651	—	—	—
未収入金	53,368	—	—	—
未収還付法人税等	8,168	—	—	—
合計	777,630	—	—	—

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	483,633	—	—	—
売掛金	417,634	—	—	—
未収入金	62,087	—	—	—
合計	963,354	—	—	—

(注) 2. 長期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	97,732	91,272	91,272	83,251	41,796	44,038
社債	10,000	5,000	—	—	—	—
合計	107,732	96,272	91,272	83,251	41,796	44,038

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当事業年度については、附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」に記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2024 年 3 月 31 日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金保証金	—	42,156	—	42,156
資産計	—	42,156	—	42,156

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	14,968	—	14,968
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	449,052	—	449,052
負債計	—	464,020	—	464,020

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金保証金	—	41,000	—	41,000
資産計	—	41,000	—	41,000

	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	—	5,000	—	5,000
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	—	429,732	—	429,732
負債計	—	434,732	—	434,732

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及び社債

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金保証金

賃貸借契約に係る敷金の時価は、将来の発生が予想される原状回復費用見込額を控除したものに対し、合理的な利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 関連会社株式

前事業年度（2024 年 3 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

なお、非上場株式（貸借対照表計上額 29,992 千円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載を省略しています。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

なお、非上場株式（貸借対照表計上額 0 千円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載を省略しています。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	20,017	—	—
合計	20,017	—	—

4. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

市場価格がない非上場株式（その他有価証券）について 9,974 千円の減損処理を行っております。

なお、非上場株式の減損処理にあたっては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	一千円	5,867 千円
未払事業税	—	3,070
繰越欠損金	1,195	—
敷金償却	6,080	7,215
貸倒損失	3,548	3,974
貸倒引当金	1,055	787
投資有価証券	—	3,534
その他	2,362	2,176
繰延税金資産小計	14,240	26,624
評価性引当額	△10,684	△15,358
繰延税金資産合計	3,556	11,265
繰延税金負債		
倒産防止共済掛金	△2,678	△2,765
未収事業税	△919	—
繰延税金負債合計	△3,597	△2,765
繰延税金資産純額	△39	8,500

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 13 号)が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 34.59%から 35.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
新卒採用サービス	67,616	106,006
採用支援サービス	1,016,268	1,195,771
採用ツール制作サービス	16,216	37,319
人事コンサルティングサービス	11,969	20,473
外部顧客への売上高	1,112,070	1,359,570

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに

当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	246,919	312,651	312,651	417,634
契約負債	12,722	13,936	13,936	14,063

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(資産除去債務関係)

本社及び支店の建物の賃貸契約に伴う原状回復義務について、当該賃貸契約に関連する敷金が資産計上されており、当該計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上額及びこれに対応する除去債務費用の資産計上額に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうちの当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは「採用コンサルティング事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	新卒採用サービス	採用支援サービス	採用ツール制作サービス	人事コンサルティングサービス	合計
外部顧客への売上高	67,616	1,016,268	16,216	11,969	1,112,070

(注)外部顧客への売上高は、顧客との契約から生じる収益で構成され、その他の収益は該当ありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社の報告セグメントは「採用コンサルティング事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

当社の報告セグメントは「採用コンサルティング事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	新卒採用サービス	採用支援サービス	採用ツール制作サービス	人事コンサルティングサービス	合計
外部顧客への売上高	106,006	1,195,771	37,319	20,473	1,359,570

(注)外部顧客への売上高は、顧客との契約から生じる収益で構成され、その他の収益は該当ありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び主要株主	高崎誠司	—	—	当社代表取締役	(被所有) 91.0%	資金の借入及び債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)	74,995	—	—
							資金の貸付 資金の返済	17,200 17,200	—	—

(注) 1. 当社の銀行借入契約について債務保証を受けておりましたが、2025 年 2 月において債務保証はすべて解消しております。

2. 高崎誠司による資金貸借取引について、資金の返済が完了しております。また、取引金額については、市場金利等を勘案し合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	258.03 円	337.41 円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△7.89 円	79.38 円

(注) 1. 2025 年 6 月 24 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)を算定しております。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△3,946	39,691
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△3,946	39,691
期中平均株式数(株)	500,000	500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2025 年 6 月 24 日開催の取締役会の決議に基づき、2025 年 6 月 24 日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用しております。

(1)株式分割及び単元株制度導入の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1 単元を 100 株とする単元株制度を採用しております。

(2)株式分割の概要

①分割の方法

2025 年 6 月 24 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数

普通株式 495,000 株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式 500,000 株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 2,000,000 株

⑤株式分割の効力発生日

2025 年 6 月 24 日

なお、「1 株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3)単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を 100 株といたしました。

【注記事項】

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備について定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15 年

工具器具備品 5～10 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) 求人広告掲載

顧客との請負契約に基づき、当社は代理人として履行義務である広告掲載を実施します。収益は、契約書に記載された金額をもとに、広告を掲載した時点で認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

(2) 人材紹介

顧客との請負契約のもと、当社が本人として履行する義務は求職者の内定日であり、契約書に記載された金額に基づいて、求職者が内定した日をもって収益を認識しております。

(3) イベント型

請負契約により、当社が本人としてイベントの開催を履行義務とし、契約書記載の金額に基づいて、イベントを開催した時点で収益を認識しております。

(4) 人事コンサルティング

サービス提供開始時点において収益を認識しております。

(5) 採用ツール制作サービス

納品時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (2025年9月30日)	
有形固定資産の減価償却累計額	40,355 千円

※2 流動負債その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (2025年9月30日)	
流動負債 前受金	21,577 千円

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
給料手当	333,015 千円
法定福利費	61,518
地代家賃	46,538
賞与引当金繰入額	35,837
減価償却費	8,306
貸倒引当金繰入額	254

(中間株主資本変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,000	495,000	—	500,000
合計	5,000	—	—	500,000

(注) 普通株式の発行済株式の増加 495,000 株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,963	1,592.65	2025年 3月31日	2025年 6月24日

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高は、中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2025年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金保証金	58,156	40,934	△17,222
資産計	58,156	40,934	△17,222

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	383,139	374,344	△8,794
負債計	383,139	374,344	△8,794

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「敷金保証金」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金保証金	—	40,934	—	40,934
資産計	—	40,934	—	40,934

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	—	374,344	—	374,344
負債計	—	374,344	—	374,344

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金保証金

賃貸借契約に係る敷金の時価は、将来の発生が予想される原状回復費用見込額を控除したのに対し、合理的な利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りです。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
新卒採用サービス	46,462
中途採用サービス	7,082
採用支援サービス	643,329
採用ツール制作サービス	15,113
人事コンサルティングサービス	10,433
外部顧客への売上高	722,421

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは「採用コンサルティング事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	新卒採用サービス	中途採用サービス	採用支援サービス	採用ツール制作サービス	人事コンサルティングサービス	合計
外部顧客への売上高	46,462	7,082	643,329	15,113	10,433	722,421

(注) 外部顧客への売上高は、顧客との契約から生じる収益で構成され、その他の収益は該当ありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

当社の報告セグメントは「採用コンサルティング事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	325.65 円
1 株当たり中間純利益	4.17 円

- (注) 1. 2025 年 6 月 24 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っております。そのため、当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
中間純利益(千円)	2,083
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	2,083
期中平均株式数(株)	500,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	株式会社グロースリンク	133	0
計			133	0

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残 高 (千円)	当期増加 額 (千円)	当期減少 額 (千円)	当期末残 高 (千円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (千円)	当期償却 額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	69,312	—	—	69,312	19,482	4,444	49,829
工具、器具及び 備品	24,125	—	1,950	22,175	16,898	1,380	5,276
車両運搬具	727	—	—	727	727	87	0
有形固定資産計	94,165	—	1,950	92,214	37,107	5,911	55,106
無形固定資産							
ソフトウェア	97,058	3,400	11,790	88,668	56,727	17,110	31,940
ソフトウェア仮 勘定	8,211	16,555	—	24,766	—	—	24,766
無形固定資産計	105,269	19,955	11,790	113,434	56,727	17,110	56,706
長期前払費用	—	64	—	64	20	20	44
繰延資産							
社債発行費	1,100	—	—	1,100	1,100	220	—

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア

WinC サイトリニューアル 3,400 千円

ソフトウェア仮勘定

セールスフォース 16,555 千円

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア

ハピテクサービス終了 11,790 千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2020年5月 1日	15,000	5,000 (5,000)	0.35	無担保	2025年5月23 日
合計	—	15,000	5,000 (5,000)	—	—	—

(注) 1. 「期末残高」欄の()内書きは、1年内償還予定の金額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
5,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	97,732	113,292	0.89	—
長期借入金 (1年以内に返済予定 のものを除く)	354,153	326,493	0.89	2026年4月～2034年9月
合計	451,885	439,785	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	113,292	101,077	53,808	38,944

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	—	16,960	—	—	16,960
貸倒引当金	3,050	—	—	405	2,645

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、差額補充による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	214
預金	
普通預金	483,418
小計	483,418
合計	483,633

②売掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ノーザンライツ	32,968
日本システム技術株式会社	10,824
ジェイ・ライン株式会社	9,911
グリーン警備保障株式会社	9,773
株式会社第一興商	9,127
その他	345,030
合計	417,634

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
312,651	3,197,275	3,092,292	417,634	88.1	42

③未収入金

相手先	金額(千円)
ディップ株式会社	58,085
株式会社マイナビ	4,001
合計	62,087

2 負債

①買掛金

相手先	金額(千円)
ディップ株式会社	241,714
株式会社マイナビ	47,028
株式会社リブセンス	36,230
Indeed Japan 株式会社	30,863
パーソルキャリア株式会社	9,539
その他	62,977
合計	428,353

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料(注2)
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載 URL は次のとおりです。 公告掲載 URL https://www.p-partners.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、証券会員制法人福岡証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が Fukuoka PRO Market に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移 動 年月日	移動前 所有者の 氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 発行者と の関係等	移動後 所有者の 氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 発行者と の関係等	移動 株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2025 年 3 月 17 日	高崎誠司	東京都 中野区	特別利害 関係者 等（当社 の大株 主上位 10 名、 当社代表 取締役 役）	By3 株式 会社代表 取締役 高崎誠司	東京都中 野区三丁 目 34 番 32 号	特別利害 関係者等 （当社の 大株主上 位 10 名、当社 の 代表取締 役の資産 管理会 社）	1,750	29,429,750 (16,817)	個人資産 の管理の 一部とし て移動に よる

- (注) 1. 当社は、Fukuoka PRO Market への上場を予定しております。証券会員制法人福岡証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同規程施行規則第 106 条の規定において、当社は上場日から 5 年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2025 年 3 月 31 日）から起算して 2 年前（2023 年 4 月 1 日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位 10 名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
3. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
4. 2025 年 6 月 24 日開催の取締役会決議により、2025 年 6 月 24 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割しておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合(%)
高崎 誠司(注) 1. 2	東京都中野区	265,000	53.00
By3 株式会社(注) 2. 4	東京都中野区三丁目 34 番 32 号	175,000	35.00
従業員持株会(注) 2	東京都新宿区	25,000	5.00
佐伯 昌哉(注) 2. 3	東京都港区	15,000	3.00
矢野 雅(注) 2. 3	東京都渋谷区	10,000	2.00
田中 新也(注) 2. 3	東京都調布市	10,000	2.00
計	—	500,000	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)
3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
4. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年1月5日

株式会社プレシヤスパートナーズ
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新開 智之

業務執行社員 公認会計士

杉江 明俊

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プレシヤスパートナーズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレシヤスパートナーズの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月5日

株式会社プレシヤスパートナーズ
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新開 智之

業務執行社員 公認会計士

杉江 明俊

中間監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プレシヤスパートナーズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プレシヤスパートナーズの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上